

総務委員会資料

令和3年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第82号

川崎市資産公開等審査会条例の一部を改正する条例
の制定について

資料 新旧対照表

令和3年5月26日
総務企画局

川崎市資産公開等審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市資産公開等審査会条例 平成5年7月1日条例第37号 平成27年12月17日条例第74号</p>	<p>○川崎市資産公開等審査会条例 平成5年7月1日条例第37号 平成27年12月17日条例第74号</p>
<p>川崎市資産公開等審査会条例 (資産等報告書等の審査のための手続)</p>	<p>川崎市資産公開等審査会条例 (資産等報告書等の審査のための手続)</p>
<p>第3条 市長は、市長等の資産等公開条例第8条第3項の規定により閲覧の対象となっている資産等報告書若しくは資産等補充報告書、所得等報告書又は関連会社等報告書（以下「市長等の資産等報告書等」という。）について、市民から疑義があることを示す資料を添えて文書 <u>(削除)</u> により審査の申出があったときは、速やかに、当該審査の申出に係る市長等の資産等報告書等を審査会の審査に付すものとする。</p>	<p>第3条 市長は、市長等の資産等公開条例第8条第3項の規定により閲覧の対象となっている資産等報告書若しくは資産等補充報告書、所得等報告書又は関連会社等報告書（以下「市長等の資産等報告書等」という。）について、市民から疑義があることを示す資料を添えて文書 <u>(当該市民が署名押印したものに限り。以下同じ。)</u> により審査の申出があったときは、速やかに、当該審査の申出に係る市長等の資産等報告書等を審査会の審査に付すものとする。</p>
<p>2 川崎市議会（以下「議会」という。）の議長は、議員の資産等公開条例第5条第2項の規定により閲覧の対象となっている資産等報告書若しくは資産等補充報告書、所得等報告書又は関連会社等報告書（以下「議員の資産等報告書等」という。）について、市民から疑義があることを示す資料を添えて文書により審査の申出があったときは、速やかに、当該資料及び文書並びに当該審査の申出に係る議員の資産等報告書等を市長に送付するものとする。</p>	<p>2 川崎市議会（以下「議会」という。）の議長は、議員の資産等公開条例第5条第2項の規定により閲覧の対象となっている資産等報告書若しくは資産等補充報告書、所得等報告書又は関連会社等報告書（以下「議員の資産等報告書等」という。）について、市民から疑義があることを示す資料を添えて文書により審査の申出があったときは、速やかに、当該資料及び文書並びに当該審査の申出に係る議員の資産等報告書等を市長に送付するものとする。</p>
<p>3 市長は、前項の規定により資料及び文書並びに議員の資産等報告書等が送付されたときは、速やかに、当該議員の資産等報告書等を審査会の審査に付すものとする。</p>	<p>3 市長は、前項の規定により資料及び文書並びに議員の資産等報告書等が送付されたときは、速やかに、当該議員の資産等報告書等を審査会の審査に付すものとする。</p>